

貨物自動車運送業界は、荷主都合による荷待ち時間等の負担を強いられることによる労働時間の長時間化、顧客の需要に合わせた多頻度小口化等による運送効率の低下等の課題を抱えており、業界全体の経営力向上が求められている。

そのためには、中小企業等経営強化法における経営力向上計画の認定制度を中小企業者等が活用し、業界全体で経営力向上に努めることが重要であり、

- ①経営力向上を図るために重要なもの
- ②国全体の方針に沿ったもの
- ③事業者が活用しやすいもの

を指標として設定する必要がある。

そこで今般、貨物自動車運送業に関する事業分野別指針において、経営力向上に係る指標として、「運転者の平均労働時間」「積載効率」「実車率」「実働率」を設定した。

「運転者の平均労働時間」は荷主都合による荷待ち時間等の負担を強いられることによる労働時間の長時間化を改善する上で特に重要な指標であり、「積載効率」「実車率」「実働率」は顧客の需要に合わせた多頻度小口化等による運送効率の低下を改善する上で特に重要な指標である。

また、これらの指標に係る数値を改善することにより、中小企業等の経営強化に関する基本方針における労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したもの）の向上につながることになる。例えば、「運転者の平均労働時間」は労働生産性の式における「一人当たり年間就業時間」の減少、「積載効率」「実車率」「実働率」は労働生産性の式における「営業利益、人件費及び減価償却費の合計」の増加につながることになる。

また、これらの指標は、貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）によって事業者からの報告が求められている様式において使用されている数値等、事業者が把握すべき数値を用いて算出することとなるものであり、事業者にとって身近なものである。

以上より、これらの指標は、いずれも経営力向上を図るために重要なものであり、国全体の方針に沿ったものであり、かつ、事業者が活用しやすいものであるため、事業分野別指針において設定したところである。